

資源ごみの種類がふえました。

平成11年7月から「資源の日」に 『ペットボトル』も資源ごみとして回収します。

収集回数及び収集日

(古紙・ガラスびん・空き缶と同じ日に回収します。)

★収集回数は月2回です。

(古紙・ガラスびん・空き缶と同じく午前8時30分までにお願いします。)

★収集日は、「ごみカレンダー」をご覧ください、 確認してください。

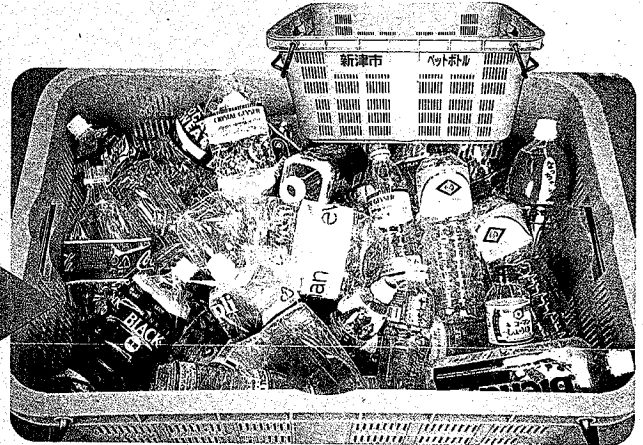
収集場所

みなさんが利用している『ごみステーション』です。

収集方法

収集日前に、『ペットボトル回収用コンテナ(灰色)』を
配置します。収集日にこのコンテナにペットボトルを
入れてください。コンテナごと回収します。

新津市では、ごみの減量化とリサイクルを推進しております。従
来「燃えるごみ」として取り扱ってございました『ペットボトル』
ですが、[容器包装リサイクル法]に基づき、平成11年7月からは、
古紙・ガラスびん・空き缶に加えて『ペットボトル』を資源ごみと
して「資源の日」に回収いたしますので、ご協力をお願いします。



資源ごみとして 出せる ペットボトル



資源ごみとして 出せない ペットボトル



〈例〉飲料類 炭酸飲料・果汁飲料・ウーロン茶・スポーツドリンク等

酒類 日本酒・焼酎・ウイスキー等 調味料 しょうゆ

注) 着色されているペットボトルも出せます。

このリサイクルマークがついているものだけ出して下さい。

注) 必ずマークを確認してから出して下さい。



(ポリエチレンテレフタレート)

従来どおり燃えるごみとして出してください。

- しょうゆ以外の調味料(ソース・マヨネーズ・ケチャップ等)
- 食用油、非食品(洗剤・シャンプー・化粧品・医薬品等)

ペットボトルの正しい出し方

出せるものかを確認して
ください。



- ・出せるものでも、食用油や洗剤を詰め替えて使用したペットボトルは出せません。
- ・タバコ等の異物があれば必ず取り除いてください。

軽くすすいで乾かして
ください。



キャップは必ず外し
てください。



(ペットボトルと違った材質の
キャップがあるため。)

※ラベルは取り除かなくてもかまいません。

つぶしてもかま
いません。



ごみステーションのコンテナに出
す際は必ず、ペットボトルだけ出
してください。ビニール袋に入れ
て持ってきて、コンテナにはペ
ットボトルだけを入れ、袋は持ち
帰ってください。



注) 事業者から出るペットボトルについては、古紙・ガラスびん・空き缶同様収集対象となりません
ので、一切ごみステーションには出せません。

●お問い合わせ先 新津市市民生活課 ☎24-2111
新津市クリーンセンター ☎22-0917

※このチラシは資源の有効利用と地球環境保護のため再生紙を使用しています。

ルールを守り、
正しく出しましょう。

保存版